

事務事業チェックシート

事務事業No 182 事業名 居宅介護サービス等利用円滑化交付金事業

[長期総合計画]

分野別目標	4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策	9	将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成
施策	4	社会保障制度の充実
取組方針	2	介護保険制度の適正な運営

事業種別	継続	
事業期間	～	
事業実施の根拠法令		
関連個別計画		
担当課・担当課長 (Tel)	介護保険課	大塚 将史 (435-1190)
関連課		

[事業基本情報]

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・予算区分	会計	介護保険		
	款	地域支援事業費		
	項	包括的支援事業・任意事業費		
	目	任意事業費		
	大事業	任意事業費		
事項	居宅介護サービス等利用円滑化交付金事業			

1 事業概要及び実施内容

事業概要	事業目的 (「誰・何」をどういう状態にする) ための事業か)	事業内容				
	住宅改修に伴う意見書作成業務を行うケアマネジャーの支援を行うことで、居宅介護サービスの円滑化を図る。	介護サービスを受けたことのない介護認定者の行う介護保険住宅改修の意見書作成業務について、ケアマネジャーに1件について2,000円の助成を行う。				
実施内容		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		介護サービスを受けたことのない介護認定者の行う介護保険住宅改修の意見書作成業務について、ケアマネジャーに1件について2,000円の助成を行う。	介護サービスを受けたことのない介護認定者の行う介護保険住宅改修の意見書作成業務について、ケアマネジャーに1件について2,000円の助成を行う。	介護サービスを受けたことのない介護認定者の行う介護保険住宅改修の意見書作成業務について、ケアマネジャーに1件について2,000円の助成を行う。	介護サービスを受けたことのない介護認定者の行う介護保険住宅改修の意見書作成業務について、ケアマネジャーに1件について2,000円の助成を行う。	介護サービスを受けたことのない介護認定者の行う介護保険住宅改修の意見書作成業務について、ケアマネジャーに1件について2,000円の助成を行う。

2 事業コスト

事業費等 (千円)	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費	873	806	1,041	898	1,041	744	1,041		1,041	
伸び率 (%)	-	-	19.2%	11.4%	0.0%	▲17.1%	0.0%	▲100.0%	0.0%	-
人件費	正規職員	2,496	2,777	2,777	2,864	2,777	2,781	2,789	2,789	
	正規職員以外	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	2,496	2,777	2,777	2,864	2,777	2,781	2,789	2,789	
国庫支出金	344	318	405	325	405	266	405			
県支出金	172	159	202	163	202	133	202			
市債	0	0	0	0	0	0	0			
その他	185	170	232	198	232	200	232			
一般財源 (税等)	172	159	202	212	202	145	202			
所要人数 (人)	正規職員	0.37	0.37	0.37	0.38	0.37	0.35	0.35	0.35	
	正規職員以外	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	
主な予算内訳	居宅介護サービス等利用円滑化交付金 1,008千円									

3 目標及び実績

活動指標	指標名	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
			目標値	実績値	達成度 (%)	目標値	実績値
活動指標	居宅介護支援を受けていない住宅改修利用者件数		目標値				
			実績値	395	449	372	
			達成度 (%)				
成果指標	利用円滑化交付金額	千円	目標値				
			実績値	790	898	744	
			達成度 (%)				
	交付件数	件	目標値				
			実績値	395	449	372	
			達成度 (%)				

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか	○	増加している		横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要があるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか	○	達成している(90%以上)		おおむね達成(70~90%未満)	達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある		一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し		適正	○	負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実	/			
	現状維持	/		○	/
	縮小	/		/	/
	廃止	/		/	/
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	住宅改修を行う際、ケアマネジャーが理由書を作成する必要がある、申請者が他の介護サービスを利用していない場合、ケアマネジャーが理由書を作成しても無報酬となることから、本制度が必要となる。
見直し・改善内容	